

保護者様

保護者の皆様へのお願い

令和3年8月26日

松戸市教育委員会

日頃より、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みにご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、夏季休業を終え、生活が大きく変わるのが9月のスタートです。通常でもこの生活の変化に対応するのは時間がかかります。さらに本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組みが必要です。学校における感染拡大防止対策から、大きく離れていた夏季休業ですので、これからの中学校生活をスタートさせるにあたり、これまでの感染拡大防止の取組みを思い出し、その対策を継続する体制を整えるとともに、今の感染状況（緊急事態宣言の発令中）を踏まえ、自分や友だちや家族の命を大切にする気持ちをもち、感染拡大防止対策に取り組めるよう児童生徒に向けた指導の時間を実施します。

つきましては、下記に、児童生徒への指導内容について記載いたしますので、ご理解ご協力をお願いするとともに、家庭における連携したご指導につきましても併せてお願ひいたします。

記

1 基本的な感染拡大防止対策を徹底する。

① 毎日の健康観察

～ 学校に持ち込まないことが感染拡大防止の第一歩であり、学校での最重要対策となる ～

- 毎日、欠かさず、登校前に検温をする。
- 健康観察カードを必ず提出する。
- 発熱や風邪症状（健康観察カードの項目）がある時は、登校せず、家で休養する。
- 同居の家族等に発熱や風邪症状がある時も、登校せず、家で休養する。

（本人及び同居人が陽性や濃厚接触者の場合も登校できません。）

② マスクの着用 ～ 学校生活では、マスク着用を通常とする ～

- 感染拡大防止も大切であるが、自己の健康を考えることも大事である。
 - ・ 気温・湿度が高い時、息苦しい時、運動をしている時、会話をしていない時、人との距離がある時は、マスクを外して呼吸する。
- 正しく、マスクを着用する。
 - ・ 鼻と口の両方を確実に覆う、ゴムひもを耳にかける、隙間がないよう鼻まで覆う。

③ 手洗いの徹底 ～ 常に手洗いに心掛ける ～

- ハンドソープで手を洗う。
- 正しい方法で手を洗う。
- 6つのタイミングで手を洗う。
 - ・ 外から帰った時 ・ セキやくしゃみ、鼻をかんだ時 ・ 給食（昼食）の前後
 - ・ 掃除の後 ・ トイレの後 ・ みんなで使うものを触った時
- 手洗いができない場面では、消毒をする。

2 健康の維持と心のケア

- ① 身体全体の抵抗力を高める。～ 健康な体づくりが感染防止対策には重要となる～
 - ・ バランスの取れた食事
 - ・ 十分な睡眠、休養
 - ・ 適度な運動
- ② 心のケア ～一人で悩まない～
 - ・ 困ったことや心配事は、担任や学年の先生、養護教諭等に相談する。
 - ・ 相談窓口を活用する。

3 こんな場面にも気を付けよう。

- ① 登下校、休み時間、部活動
 - マスクを外しての会話、友だちとの密着、ものの貸し借りはしない。
- ② 給食（昼食）
 - 会話をしながら、向かい合いながら、丸くなりながら、密着しながらの食事はしない。
- ③ 昇降口、流し
 - 人が集まる場所なので、順番を守って、人との距離をとる。
 - 靴をはく、ぬぐ時(とき)は、順番を守る。
 - うがいや洗口をする時は、近くに人がいないことを確認する。
- ④ 咳が出そうなとき
 - 3つの咳エチケットを守る。
 - ・マスクで鼻や口を覆う、ティッシュやハンカチで鼻や口を覆う、急な時は袖で鼻や口を覆う。

4 偏見、差別、誹謗中傷、いじめのない思いやりのある対応をする。

- ① マスクをしていない、咳をしている、登校時の検温で熱がある、学校で体調不良となった、出席を控えている、欠席が長期となっている等
- ② ワクチン接種の有無
- ③ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能維持に当たる方等及びこれらの方の家族
 - ①～③の方について、偏見や差別、誹謗中傷やいじめは許されないことを伝える。

5 保護者の皆様へのお願い

- ① 指導内容にも記載がございますが、毎日の健康観察が一層重要となります。ご家族も含め、毎日の健康観察は、必ず、保護者の方と一緒にを行い、「健康観察カード」を毎日持たせてください。
 - 9月1日には、8月のシートにより、夏休み中の健康観察を確認いたします。
- ② お子様や同居する家族に少しでも体調不良が見られる場合は、登校を控えてください。
(ワクチン接種の副反応による発熱と思われるものも同様です。) ※出席停止となります。
 - 本人及び同居人に陽性者・濃厚接触者がいる場合、本人が保健所や医師より自宅待機を求められている場合（海外からの帰国によるものも含む）も、登校は控えてください。※出席停止となります。
 - 感染症への不安等が理由でお子様の登校を希望しない場合は、学校へその旨ご連絡の上ご相談ください。（欠席扱いとはなりません）
- ③ 緊急事態宣言中は、放課後や休日の不要不急の外出や児童生徒同士の会食（飲食）を控えるようご指導お願いいたします。
- ④ お子様や同居人がPCR検査を受検する、濃厚接触者や陽性者となった等の場合は、すぐに学校へご連絡ください。